《発表記者会：東北電力記者会》
《発表記者会：宮城県政記者会》

国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成２９年７月２５日
国土交通省　東北運輸局

貸切バス事業者の負担金額を認可しました
～安全・安心な貸切バスの運行の実現に向けて～

本年6月8日に東北運輸局長が指定した貸切バス適正化機関（※）の一般財団法人東北貸切バス適正化センターから今般申請のあった負担金の額及び徴収方法等について、本日認可しましたのでお知らせいたします。国が指定した貸切バス適正化機関は道路運送法の規定により、事業に必要な経費に充てるため、国の認可を受けて貸切バス事業者から負担金を徴収することとなっています。

なお、このほか事業計画及び資金計画、事業規程、役員選任についてもあわせて認可しており、一連の法的手続きは終了となります。これにより適正化センターの事業が開始されます。

※貸切バス適正化機関は道路運送法に基づいて国が指定する機関で、原則年1回すべての貸切バスの事業所（東北管内では４５８事業者、５９７営業所、貸切バス合計５，５８６台）に対する巡回指導を実施し、国による監査の補完及び事業者による自主的な改善を促します。

《認可した負担金の額及び徴収方法》

■車両割
貸切バス１両あたり１カ年　３，５７０円①
■営業所割
１営業所あたり１カ年　２８，１５０円②
※平成２９年２月１日現在の「貸切バス車両数①」及び「営業所数②」をもって、貸切バス事業者に対し１カ年分の負担金を請求します。
（例）営業所１カ所　車両数５両の事業者の場合
○営業所１×２８，１５０円＋車両数５×３，５７０円＝４６，０００円

【東北貸切バス適正化センターの概要】
所　在　地　仙台市宮城野区原町２丁目３番５８号
指　定　区　域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
指　定　種　別　一般貸切旅客自動車運送事業
※平成２９年８月から巡回指導業務の開始を予定しております。

東北運輸局マスコット
"とうほくろっ犬"

《問い合わせ先》
東北運輸局
自動車交通部　旅客第一課　佐藤・小野寺
TEL：０２２－７９１－７５２９